

大阪大学・国際交流等に伴う
危機管理
対応マニュアル

OSAKA UNIVERSITY Crisis Management Guideline



OPEN 2021

初版 平成17年7月
改訂 平成20年3月
改訂 平成26年3月
改訂 平成28年10月



国際交流等に伴う危機管理について(概要)

大阪大学・国際交流等に伴う 危機管理対応 マニュアル

Contents

国際交流等に伴う危機管理について(概要)	1~8
危機管理対応マニュアル	
I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース	10
II. 危機管理対応(学生等の派遣前)マニュアルその1	10
III. 危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時)マニュアルその2	12
IV. 海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、継続、 途中帰国の判断基準(ガイドライン) マニュアルその3	14
V. 危機管理対応(受け入れ外国人留学生等対応) マニュアルその4	16
VI. 派遣(留学・研修等)学生等が行うべき危機管理対応 マニュアルその5	20
大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項	25

危機管理内容

1. 危機管理の必要性
2. 国際交流等に伴う
危機管理対応マニュアル
などの作成
3. 危機管理対応のために
必ず加入すべき保険

大阪大学における国際交流等に 伴う危機管理対策要項

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(対象とする事象)
- 第4条(総長等の責務)
- 第5条(危機管理体制の充実のための措置等)
- 第6条(危機管理に関する情報収集)
- 第7条(対策本部の設置)
- 第8条(事案処理の特例)
- 第9条(総長が不在の場合の措置)
- 第10条(雑則)

大阪大学・国際交流等に伴う 危機管理対応マニュアル骨子

- I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性と
その必要なケース
- II. 危機管理対応(学生等の派遣前)
マニュアルその1
- III. 危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時)
マニュアルその2
- IV. 海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、
延期、継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン)
マニュアルその3
- V. 危機管理対応(受け入れ外国人留学生等対応)
マニュアルその4
- VI. 派遣(留学・研修等)学生等が行うべき
危機管理対応
マニュアルその5

I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース(概要)

1 危機管理の必要性

詳細はP10をご参照ください。

- 学生・教職員の海外派遣の増加が予想され、また海外から約2,200名(平成28年5月1日現在)の留学生を受入れていることから、**危機予防などの観点から、大学としての安全配慮義務**を全うするとともに、**危機発生時の対応すべき内容をあらかじめ策定**する必要がある。

2 危機管理対応(マニュアル作成等)の必要なケース

詳細はP10をご参照ください。

- マニュアルその1
危機管理対応(学生等の派遣前)
詳細はP10～11をご参照ください。
- マニュアルその2
危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時)
詳細はP12～13をご参照ください。
- マニュアルその3
海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン)
詳細はP14～15をご参照ください。
- マニュアルその4
危機管理対応(受け入れ外国人留学生等対応)
詳細はP16～19をご参照ください。
- マニュアルその5
派遣(留学・研修等)学生等が行うべき危機管理対応
詳細はP20をご参照ください。

II. 危機管理対応(学生等の派遣前)マニュアルその1(概要)

1 派遣前オリエンテーション等の実施

詳細はP10をご参照ください。

- 部局が行う派遣先情報などの把握と説明事項

2 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用

詳細はP11をご参照ください。

- 海外留学中等の死亡、入院等の費用は発生頻度から当面保険には加入せず適宜対応費用を大学が措置

3 その他

詳細はP11をご参照ください。

- 休学の理由が「留学」の場合における留意点
- 協定締結の際の留意点
- 渡航前の健康診断の受診義務
(6ヶ月以上海外渡航の場合)
- 部局等で行う派遣前オリエンテーションへの協力



III.危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時) マニュアルその2(概要)

1 危機のケースと基本的な 対応方針

- (1)危機のケース
- (2)危機発生時の基本的対応方針

詳細はP12をご参照ください。

- (1)想定される危機発生のケース
 - ①天災・テロ・事故等により生死不明
 - ②事件・事故等の被害者・加害者など

- (2)基本的対応方針
 - ①対策本部を設置する場合の対応
 - ②対策本部を設置しない場合の対応

2 危機のケース別対応方法

- (1)天災、事件・事故等に遭い生死不明の場合

(生死は明らかになったが、事件・事故等の解決についていない場合:例えばハイジャック事件が発生し膠着状態が続いている場合等を含む。)

- (2)病気、天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、本人が生存している場合

- (3)病気、天災、事件・事故に遭い本人が死亡した場合

詳細はP12～P13をご参照ください。

IV.海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、 継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン) マニュアルその3(概要)

1 海外への派遣(留学・研修等) の実施、中止、延期、継続、 途中帰国の判断基準

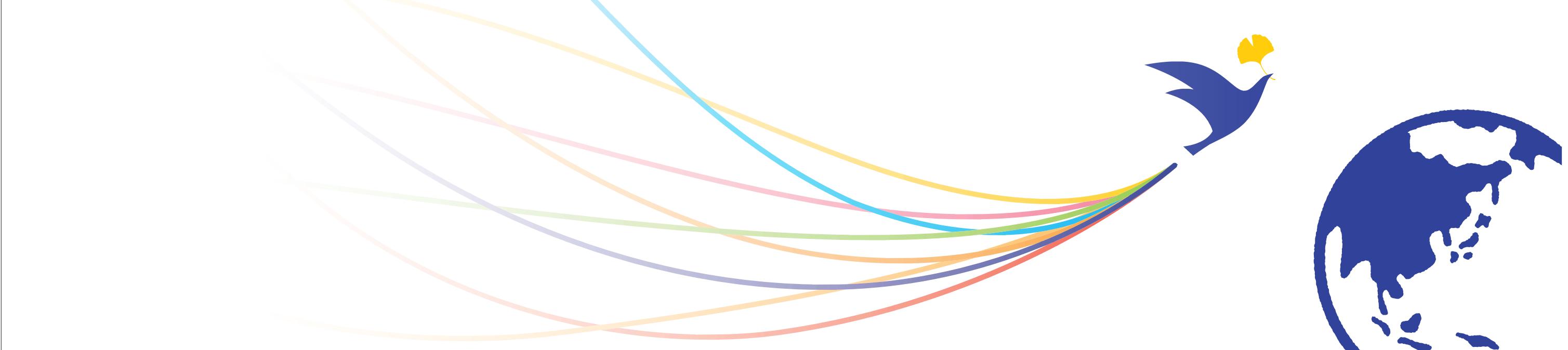
- (1)派遣先社会(国)の事情による判断
- (2)派遣先大学の諸事情等による判断
- (3)個人的事情による判断

詳細はP14～P15をご参照ください。

- (1)「海外危険情報」の種類と安全対策の目安
「感染症危険情報」の種類と危険度
「海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集」(海外医療情報)
※外務省の海外安全情報に基づく
海外安全ホームページ参考

- (2)①派遣先大学における学業継続不可
②派遣先大学を退学処分等となった場合
③派遣先(国、地域)の自然環境の悪化

- (3)①病気、怪我対策
医師との相談やカウンセラーの所見等も参考にして判断
②犯罪対策
滞在国の法律に基づき、適宜判断



V. 危機管理対応(受け入れ外国人留学生等対応)

マニュアルその4(概要)

Crisis Management Guidelines (for International Students) 4 (Outline)

1 受入れオリエンテーション時の説明事項等

詳細はP16をご参照ください。

Topics to Explain at the Orientation for New International Students

The details please refer to P16.

○オリエンテーション時に部局が説明すべき注意事項及び準備すべき事項

- 1) 外国人留学生等身上記録の提出
- 2) ビザの更新等の把握、学会参加等の届出
- 3) 定期健康診断の受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)の加入指導 等

○Important matters and preparations to be carried out by individual departments at orientation:

- 1) Presentation of the record of international students
- 2) Understanding VISA extensions etc., Registration for participation in the academic conferences
- 3) Having regular medical examinations and guidance for enrolling in insurance plans (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.)

2 平常時の安全管理

詳細はP16をご参照ください。

Safety Precautions for Daily Life

The details please refer to P16.

○平常時、部局が行う安全管理

- 1) 外国人留学生等身上記録の変更等の管理
- 2) ビザの更新等の把握、学会参加等の届出の管理
- 3) 定期健康診断の受診の徹底
- 4) 保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)の加入状況の把握

○General Safety Management

- 1) Handling the records of international students
- 2) Understanding VISA extensions etc., Registration for participation in the academic conferences
- 3) Having regular medical examinations
- 4) Understanding conditions of insurance (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.)

3 危機発生時の対応等

詳細はP17をご参照ください。

How to Handle Risks

The details please refer to P17.

○危機発生時の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力も得て、原則として別表1,3,4,5に基づき行う

- ・別表1→大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図
- ・別表3→事件・事故等発生時の連絡網の体制(学内)
- ・別表4→事件・事故等発生時の対応体制
- ・別表5→外国人留学生等に対する危機管理対応体制(国内・学外連絡網)

○Response in times of crisis, collection of information and the establishment of contact should be taken in accordance with charts 1,3,4 and 5 in addition to attaining the help of related institutions

- ・Chart 1: Emergency Measures Organization
- ・Chart 3: System for Contacting the Concerned Parties on Campus in the Case of Emergency (in campus)
- ・Chart 4: Emergency Response System (for accidents or other incidents)
- ・Chart 5: Safety Management System for International Students (within Japan・off campus)

4 想定される危機と対応

(オリエンテーション時の説明事項)

- (1) 自然災害(地震、台風・水害)対策
- (2) 犯罪対策
- (3) 交通事故、火災事故対策
- (4) 健康・衛生対策
- (5) 異文化対応
- (6) その他(人間関係、セクハラ等)

詳細はP17～P19をご参照ください。

Possible Crises and Emergency Responses

(explanation at orientation)

- (1) Measures for natural disasters (earthquakes, typhoons, and floods)
- (2) Measures for crimes
- (3) Measures for traffic and fire accidents
- (4) Measures for health and sanitation
- (5) Handling cross-cultural communication
- (6) Others

(human relations, sexual harassment)

The details please refer to P17 - P19.

- (1) 地震対策のための説明事項

・台風や水害に備える対策のための説明事項

- (2) 加害者にならないように我が国の法律遵守、被害に遭った時の対応方法の周知

- (3) 交通事故・火災事故防止などの安全確保のための説明事項等

- (4) 健康・衛生面に関する説明事項等

- (5) 生活習慣、宗教などに関する問題発生時の相談窓口、カウンセリングの体制の明確化

- (6) 人間関係、セクハラ、アカハラ、経済的問題等の対応体制

- (1) Matters to be explained as measures for earthquakes

・Preparing for typhoons or floods damage

- (2) Act in accordance with Japanese law so as to avoid causing accidents, etc., and know how to handle matters should you receive injury

- (3) Explanations of safety measures in the case of traffic accidents and fires

- (4) Explanations concerning health and hygiene

- (5) Living customs, counseling for incidents related religion etc., specifications for the system of counseling

- (6) The system for handling human relations, sexual harassment, academic harassment, financial issues etc.

5 大学が外国人留学生等に加入を勧める保険

詳細はP19をご参照ください。

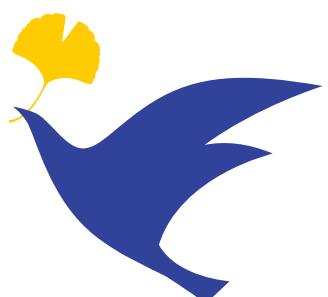
Insurance the University Recommends for International Students

The details please refer to P19.

留学生救援者費用保険

(遺体移送費用や火葬費用などが補償される)

Insurance for International Students (Indemnity the cost of transfer or cremate body)



VI. 派遣(留学・研修等)学生等が行うべき危機管理対応 マニュアルその5(概要)

1 渡航前に行う事項

詳細はP20をご参照ください。

- (1) 留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項
- (2) 大阪大学での渡航前の手続きや行うべき事項
- (3) 海外留学保険及び海外危機管理サービスへの加入と確認すべき事項など
- (4) 國際情勢、渡航先の安全性についての情報収集の必要性
- (5) 留学・研修先大学等の危機管理体制などについての情報収集
- (6) 3か月未満の渡航の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録

2 渡航後に行う事項

詳細はP20をご参照ください。

- (1) 在外公館への在留届提出と危険情報の把握
- (2) 留学・研修先等での危機管理体制把握と大阪大学への連絡
- (3) 自己の危機管理

3 危機に遭遇した場合の対応

詳細はP20をご参照ください。

- (1) 留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡し、指示を受け行動
- (2) 緊急連絡体制(別表2)に基づき大阪大学(部局)へ連絡・相談
- (3) 在外公館への連絡等
- (4) 家族への連絡
- (5) 保険会社への連絡

危機管理対応 マニュアル

I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース

事項	業務要領
1. 危機管理の必要性	<p>本学においては、国際交流の進展とともに学生の海外留学、語学研修、インターンシップ、海外出張などで海外の大学等へ学生及び教職員の派遣の機会もより一層増加することが今後も予想される。また、現在、海外から年間約2,200名(平成28年5月1日現在)の留学生を受入れている。</p> <p>それに伴い、危機予防などの観点から受入れた留学生や海外へ学生・教職員を派遣・送り出す際の大学としての安全配慮義務を全うするとともに、危機発生時の大学として対応すべき内容をあらかじめ策定する必要がある。</p>
2. 危機管理対応 (マニュアル作成等) の必要なケース	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生等を海外へ留学・研修等で派遣する前に大学が危機予防等の観点から準備及び措置すべき事項を明らかにし、マニュアル化する必要がある(マニュアルその1)。 2. 学生等を海外へ派遣したのち及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる対応の内容を策定する(マニュアルその2)。 3. 海外へ留学や研修などのため学生等を派遣する場合や留学中などの学生等に対し、留学・研修などの実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドラインをあらかじめ作成しておく必要がある(マニュアルその3)。 4. 本学へ受入れた外国人留学生等のための危機予防策と危機発生時における対応をマニュアル化する必要もある(マニュアルその4)。 5. 危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生等が行うべき危機管理対応も明らかにしておく(マニュアルその5)。 <p>*以上のうちで「マニュアルその4」以外は、本学の教職員が海外出張などをする場合にも適宜適用する。</p>

事項	業務要領
	<ol style="list-style-type: none"> (4) 危機管理の専門家を招き、渡航前の危機管理意識の高揚を図るため危機管理セミナーや説明会を開く。 (5) 派遣学生に留学・研修などの日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員等について記載された留学・海外研修届(様式1)を提出させる。また、渡航後それが変更になった場合は、速やかに大学(部局)へ連絡するよう周知しておく。さらに、派遣期間が3か月末満の場合は「たびレジ」の登録を、3か月以上の場合は「在留届」を日本大使館または総領事館(在外公館)に提出するよう指導する。 (6) 派遣前に渡航時の危機管理についてオリエンテーションや説明会などで次のような印刷物を配布し、注意喚起を行う(外務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」、「阪大生のための海外留学ガイドブック」)。 (7) 「海外留学保険」等の資料配付と加入案内も行う。さらにクレジットカード等に自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、填補されないケースがあることについての説明も行う。また、「海外留学保険」などで填補されていない危険については、「学生総合共済」などで危険負担がなされているものもあるので、これらについても説明を行う。また、派遣先(留学先)の大学での共済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望ましい。 (8) 大学が契約する危機管理アシスタンス会社の危機管理サービスについて、資料配付、サービスの内容及び海外留学保険との違いについて説明し、加入を勧める。 (9) 危機に遭遇した際の連絡体制「危機管理対応体制(国外連絡網別表2)」についてあらかじめ説明し、派遣前に確認をさせる。 (10) 留学・研修期間が1か月を超える学生には、派遣前に学生の健康チェックを行うよう指導し、既往症のある学生の派遣に際しては必ず健康診断を義務付ける。 (11) 派遣先(国)で流行している感染症について把握する。→厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して情報を収集する。 (12) 派遣先(国)で流行っている感染症に応じて、事前に予防接種を受けることについての説明を行う。 (13) 留学に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題について十分に説明を行うこと。 (14) 留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せず対応窓口に相談するように説明しておく。

II. 危機管理対応(学生等の派遣前) マニュアルその1

事項	業務要領
1. 派遣前オリエンテーション等の実施	<p>部局が行う派遣先情報などの把握と説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 派遣先(国)の国際情勢の変化や動向(テロ、天変地異、流行病等)を注視し、危険度・危機情報を把握したうえ学生を指導・助言する。→ 外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。 (2) 派遣先(国)の風俗風習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生を指導・助言する。 (3) 派遣先(国)の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生を指導・助言する。

事項	業務要領
2. 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用	<p>本学の学生が海外留学・研修中などに死亡、入院、行方不明等になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体移送費用などが補償される「海外旅行事故対策費用保険」については、その発生頻度等から当面その保険には加入せず、発生した場合は適宜対応費用を大学として措置し対応する。</p>
3. その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 休学の理由が「留学」の場合における留意点 各部局で休学届を提出させ、その理由が「留学」の場合、必ず、留学先、連絡方法、留学期間などを「留学・海外研修届(様式1)」に準じたもので作成し、提出させる。 2. 協定締結の際の留意点 外国の大学等と学術交流・学生交流協定などを締結する際には交流に伴う危機発生時の対応についても協力を得る方策を講じる。 3. 6か月以上教職員を用務等で海外派遣する場合は、労働安全衛生法により健康診断の受診義務がある。 4. 部局で行う派遣前オリエンテーションなどは、国際教育交流センター、国際企画課、国際学生交流課等の協力も適宜得て行う。

III. 危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時) マニュアルその2

事 項	業 務 要 領	事 項	業 務 要 領	
<p>1. 危機のケースと基本的な対応方針</p> <p>(1) 危機のケース</p> <p>本学の学生・教職員が海外留学・出張中などの際に想定される危機発生のケースとして以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 海外において重大な天災、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合 (2) 事件・事故等の被害者となった場合 (3) 事件・事故等の加害者となった場合 (4) 刑事事件の容疑者となった場合 (5) 民事事件の加害者となった場合 (6) 病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合 <p>(2) 危機発生時の基本的対応方針</p> <p>これらの危機発生のケース毎に危機管理対応はそれぞれ異なるが、災害、事件・事故の発生により、本学の学生や教職員が生死不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、「大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項」に基づき対策本部を設けて対応に当たる。また、本学の学生・教職員が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭って生存が確認されている場合には、危機発生の内容により対策本部を設置するが、対策本部を設置しない場合においても当該部局は、現地対応のための本学の教職員を派遣するなどして適宜対応に当たることとする。本学の学生・教職員が事件や事故等により現地で加害者になった場合は、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。さらに、以上のことに備えて、危機発生時における留学先(派遣先)大学等の連絡・対応などについて協力を得るための事前の確認と要請も行っておく。</p>		<p>(2) 病気、天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、本人が生存している場合</p> <p>(3) 病気、天災、事件・事故に遭い本人が死亡した場合</p>	<p>(2) 危機発生の内容により、対策本部を設置。ただし、対策本部を設置しない場合は、(国外、学内連絡網:別表2、3)に基づき情報の収集・連絡するとともに危機発生後の対応方法は別表4及び以下の事項を参考にするなどし、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ (国外連絡網:別表2)に基づき当該部局は、国際企画課、国際学生交流課等の協力を得て危機の発生状況、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。 □ 危機に遭った当該学生・教職員の所属部局の長が現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討する。 ハ 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において、直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。 ニ 当該学生・教職員の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応などについて当該部局はサポートする。 ホ 本学の教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜国際企画課、国際学生交流課等の協力を得る。 ヘ 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談の上、その後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断など)。その際、隨時大阪大学(当該部局の長など)へ連絡・相談も行いつつ進める。 ト 当該部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社及び大学が契約する危機管理アシスタンス会社に連絡する。 <p>(3) 対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 危機が発生した場合、対策本部を設置することについて総長が至急決定する。 □ 対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1のとおりとする。 ハ 対策本部の設置場所は、原則としてICホール4階会議室とする。 ニ 対策本部のメンバーなどは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など)を行う。 ホ 危機発生時の情報収集・連絡などは、大学が契約する危機管理アシスタンス会社及び留学先大学等の協力も得て原則として(国外、学内連絡網:別表2、3)に基づき行う。なお、原因等が判明した上で、死亡の連絡を受けた当該部局の長は、対策本部と連携して、危機発生後の対応を以下の方法により行う。 イ (国外連絡網:別表2)に基づき当該部局は、国際企画課、国際学生交流課等の協力を得て危機の発生状況、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。 □ 危機に遭った当該学生・教職員の所属部局の長が現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討する。 ハ 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において、直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。 ニ 当該学生・教職員の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応などについて当該部局はサポートする。 ホ 本学の教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜国際企画課、国際学生交流課等の協力を得る。 ヘ 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談の上、その後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断など)。その際、隨時大阪大学(当該部局の長など)へ連絡・相談も行いつつ進める。 ト 当該部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社及び大学が契約する危機管理アシスタンス会社に連絡する。 	
<p>2. 危機のケース別対応方法</p> <p>(1) 天災、事件・事故等に遭い、生死不明の場合</p> <p>(生死は明らかになつたが、事件・事故等の解決がついていない場合:例えばハイジャック事件が発生し膠着状態が続いている場合等を含む。)</p>	<p>(1) 対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 危機が発生した場合、対策本部を設置することについて総長が至急決定する。 □ 対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1のとおりとする。 ハ 対策本部の設置場所は、原則としてICホール4階会議室とする。 ニ 対策本部のメンバーなどは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など)を行う。 ホ 危機発生時の情報収集・連絡などは、大学が契約する危機管理アシスタンス会社及び留学先大学等の協力も得て原則として(国外、学内連絡網:別表2、3)に基づき行う。 			

IV. 海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン) マニュアルその3

事 項	業 務 要 領
<p>1. 海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準</p> <p>(1) 派遣先社会(国)の事情による判断 (参考) 外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/</p> <p>①「海外危険情報」の種類等</p> <p>各々の「海外危険情報」の種類と安全対策の目安は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「レベル1:十分注意してください。」 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 …実施・継続するが注意を払う。 ● 「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 …延期もしくは中止を基本方針とする。 ● 「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。) …中止、途中帰国する。 ● 「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 …中止、即刻帰国する(退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。) <p>②「感染症危険情報」の種類等</p> <p>外務省からは、世界保健機関(WHO)による勧告、発生国の状況(感染状況、医療体制等)、主要国の動向等を踏まえ、状況の変化に応じ、感染症危険情報が発出される。 感染発生国・地域については、WHOの宣言する各フェーズに応じ、以下のパターンで「感染症危険情報」が発出される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フェーズ4宣言前(新型インフルエンザ等発生の疑いを把握したとき) …渡航者:不要不急の渡航については、延期も含めて検討する。 …在留邦人:予め今後の退避の可能性も含めて検討する。 ● フェーズ4宣言以降(新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき) …渡航者:渡航は延期する。 …在留邦人:今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もある。退避については、これらの点も含めて検討する。 帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意する。 ● 例外的ケース(発生国当局が出国禁止措置をとった場合等) …在留邦人:現地の安全な場所に留まり、感染防止策を徹底する。 <p>(参考) WHOの定めるフェーズについて フェーズ1:ヒトに感染する動物のインフルエンザウイルスが確認されていない。 フェーズ2:ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ動物のインフルエンザウイルスが確認されている。 フェーズ3:変異したウイルスが散発的に又は小集団にヒト感染を起こしているが、コミュニティレベルでの流行を持続させうるヒト感染を引き起こしていない。 フェーズ4:コミュニティレベルでの流行を持続させうる形に変異したウイルスのヒト-ヒト感染が確認されている。 フェーズ5:フェーズ4と同じウイルスがWHOの1つ地域に属する2か国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。 フェーズ6:フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1か国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。</p>	
	<p>事 項</p> <p>業 務 要 領</p> <p>③ 海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集(海外医療情報)</p> <p>・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) ・外務省渡航関連情報(世界の医療事情) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html) ・外務省海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/) ・厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/) ・厚生労働省検疫所(FORTH)(海外渡航者のための感染症情報)ホームページ (http://www.forth.go.jp/) ・厚生労働省検疫所(FORTH)(感染症速報データベース)ホームページ (http://www.promedmail.org/?p=2400:1000) ・国際協力機構(JICA)(http://www.jica.go.jp/) ・国立感染症研究所(NIID)(http://www.nih.go.jp/niid/ja/) ・国立感染症研究所感染症疫学センター(IDSC) (http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html) ・世界保健機関(WHO)ホームページ(http://www.who.int/en/) ・米国厚生省疾病管理予防センター(CDC)ホームページ(http://www.cdc.gov/travel) ・一般財団法人海外邦人医療基金(JOMF)(海外医療情報)ホームページ (http://www.jomf.or.jp/)</p> <p>以下の場合は、原則として留学・研修等の中止、延期又は途中帰国をさせる。</p> <p>① 派遣先大学における学業継続不可(学力不足、自然災害、大学の倒産等) ② 派遣先大学を退学処分等となった場合 ③ 派遣先(国・地域)の自然環境の悪化(生活継続が困難化)してきている場合</p> <p>(1) 留学や長期の研修等(1か月以上)による渡航予定の学生は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在、通院して治療中の者については、留学等に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先での受診医療機関を確かめるなど継続治療を行う体制を整えておくように指導する。</p> <p>(2) 派遣中の学生が病気や怪我により1か月以上の入院治療(緊急の場合を除く。)が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。</p> <p>(3) 留学・研修等の継続困難となる精神科疾患有する場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。</p> <p>(4) その他、派遣先(国)によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で治療させることも検討する。</p> <p>① 犯罪対策</p> <p>(1) 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被疑者となる。 …滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に適宜判断</p> <p>(2) 薬物等(法定)の依存症に罹患する。 …滞在国の法律上の扱いに基づき判断</p> <p>(3) 民事上の犯罪による加害者・被疑者となる。 …滞在国(大学・国)の法律等に基づき扱われるのでそれを基に適宜判断</p>

V. 危機管理対応(受け入れ外国人留学生等対応)

マニュアルその4

Crisis Management Guidelines (for International Students) 4

事 項	業 務 要 領
1. 受入れオリエンテーション時の説明事項等	<p>受入れオリエンテーション時に部局が説明すべき注意事項及び準備すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国人留学生等身上記録(住所、電話番号、e-mail等記載)を大学へ提出させる。 ②ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外にでる場合は、大学へ届け出をするよう説明する。 ③定期健康診断受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入を強力に勧める。 ④危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。部局における特に休日の連絡窓口(担当者)は明確にしておく。 ここでいう危機とは、I. 自然災害(地震、台風など)、II. 犯罪(被害、加害)、III. 車両事故・火災事故、IV. 健康・衛生(難病、SARSを含む)、V. 異文化適応、VI. その他(人間関係、ハラスメント、学業、進路、学費などに関する問題)である。 ⑤外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理対応(特にテロ、内乱、SARS発生時など)については、「派遣学生等が行うべき危機管理対応マニュアル:その5」に準ずる。 <p>Items to be prepared before, or instructions to be explained at, the orientation for new international students</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Instruct students to submit their personal record as an overseas student (including address, telephone number, e-mail address, etc.) to the university. ② Instruct students to notify the university when applying for visas (incl. renewal), participating in academic conferences, temporarily returning to their home country, and leaving Japan for private reasons. ③ Strongly encourage students to take regular health checks and join insurance plans (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.). ④ Make sure that the contact office is able to function properly if incidents occur. Make clear who the contact person is, especially for holidays. The risks discussed here are: I. natural disasters (earthquakes, typhoons, etc.); II. crimes (perpetrator/victim); III. traffic accidents and fire related incidents; IV. health problems (intractable diseases, SARS, etc.); V. cross-cultural problems; and VI. Others (human relationships, harassment, and academic, career, tuition and other problems). ⑤ As for international students' risk management, conduct on a personal basis, when temporarily returning to their own country, refer to Chapter 5 of "The Risk Management Guidelines for Students Going Overseas."
2. 平常時の安全管理	<p>平常時は以下の事項について部局は十分安全管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国人留学生等身上記録(住所、電話番号、e-mail等記載)の変更等の管理を行う。 ②ビザの更新等の把握、学会参加、一時帰国、私事旅行などで国外に出る場合の届け出管理を徹底する。 ③定期健康診断の受診を徹底する。 ④保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入状況を把握する。 <p>Daily Operations Regarding Safety Precautions by the University Staff in Charge</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Take management of the international students' personal records (including address, telephone number, e-mail address, etc.), including any changes. ② Take thorough control of students' notification for visa application (incl. renewal), participation in academic conferences, temporary return to their home country, and the leaving of Japan for private reasons. ③ Make sure to strongly encourage students to take regular health checks. ④ Keep records of the students' insurance situation (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.).

事 項	業 務 要 領
3. 危機発生時の対応等	<p>本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力を得て、原則として別表1,3,4,5に基づき行う。</p> <p>In situations presenting risk to international students, the university staff should follow the instructions in Chart 1, 3, 4, and 5, when handling the situation (including information gathering and making contact), with assistance from related institutions.</p>

Item	Description	Item	Description
(4) 健康・衛生対策	<p>4. 健康・衛生面に関する説明事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期健康診断受診を徹底させる。 ②長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口をはっきり示しておく。 ③国民健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態を想定し、説明しておく。 ④入学時、来学時の既往症をチェックし、日頃から外国人留学生等の健康状態を把握しておく。 ⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、留学・研究等の継続が困難となり受け入れ部局長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあることを周知しておく。 ⑥最悪の事態を想定した対応策(保険を使うのが望ましい。)を考えておく。 例えは、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、以下の点からシミュレーションをしておく。 <ul style="list-style-type: none"> a) 対策チームの編成はどうするか。 b) 手術までの対応(病状説明(言葉の問題)、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保)を考えておく。 c) 手術後、退院後の介護サポート体制(本人の要望の把握と対応)の問題を視野に入れておく。 d) 経済的な問題(医療費、保険加入状況、本人の在学身分と学費、退院後の生活費)を検討しておく。 	(3) Traffic and Fire Accidents	<p>3. Items to Explain Concerning Safety Precautions to Prevent Traffic Accidents and Fire Related Incidents</p> <ul style="list-style-type: none"> ① When driving a car or riding a motorcycle, students must be aware of their personal responsibilities. ② Before driving a car or riding a motorcycle, students must join an insurance plan. ③ In the case of accident, students must contact the police (110) and the emergency services (119), as well as the staff in charge at the university. (Make clear who the contact person is.) ④ Students should be aware of who to contact when seeking assistance for a language communication problem. ⑤ In order to cover themselves for fire related incidents, students should join a fire insurance scheme, such as the Comprehensive Renters Insurance for Foreign Students Studying in Japan. ⑥ In preparation for possible fire related incidents, students should check the location of fire extinguishers, the evacuation route, and emergency exits for their accommodation, when first moving into the place. ⑦ Students should check how to use the fire extinguishers installed in their accommodation. ⑧ The university should conduct simulations, based on the scenario of a student's death from a traffic accident, in order to effect a prompt initial response (identifying the body, contacting the family, receiving the family from overseas, financial issues, passports visas, mortuary and funeral procedures).
(5) 異文化対応	5. 生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング(精神面におけるケア・サポート)体制を明確にし、説明しておく。	(4) Health and Sanitation	4. Staff Responsibilities Concerning Health Problems
(6) その他	6. 人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的问题等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言葉の壁がないような対応方法も考えておく。		<ul style="list-style-type: none"> ① Make sure that students take regular health checks. ② Make clear who to contact or who to consult in the event that students have to take a long leave due to sickness. ③ Explain the problems caused by not joining the National Health Insurance plan. Also explain about cases which are not covered by the National Health Insurance plan. ④ Always keep track of the health conditions of international students, including a check for previous diseases at the time of entry. ⑤ Explain that there is a possibility that students may be sent back to their home country, in cases where they are diagnosed with a critical or intractable disease and the member of staff at the university with the correct authority decides that it will be difficult for them to continue studying or research. ⑥ Be ready for a worst case scenario with health problems. (It is best to use insurance.) For example, conduct simulations based on the following key points, based on the scenario of a student being hospitalized due to a critical disease and a difficult operation. <ul style="list-style-type: none"> a) Organization of a handling team b) Response prior to an operation (explaining about the symptoms (language problems), obtaining agreement to bring over parents, and finding a guarantor during hospitalization) c) Care support after operation and discharge (tending to the patient's requests and responses) d) Financial issues (medical expenses, health insurance, student status and tuition, and living expenses after discharge)
4.Possible Crises and Emergency Responses	Explain the following to the students and make sure they pay close attention to the explanation.		5. Make clear who to contact for consultation or counseling (mental care support), in cases where a student has problems concerning lifestyle habits, religion, or other matters.
(1) Natural Disasters	1. Items to Explain Concerning Natural Disasters	(5) Cross-Cultural Communication	6. In the case of problems concerning human relationships, sexual harassment, academic harassment, academic/career issues, financial issues (tuitions, living expenses, and others), make sure that students are aware of who to contact and the care support system. Also consider carefully those cases that present language problems in terms of communication.
a. Earthquakes	(1) Items to Explain Concerning Earthquakes		外国人留学生等が留学中などに死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場合の大学の対応で、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。このことから、大学は、「留学生救援者費用保険(遺体移送費用や火葬費用などが補償される)」への加入を勧める。
b. Typhoons and Floods	(2) Items to Explain Concerning Typhoons and Floods		In the case that an international student dies or becomes critically ill during their study period at the university, there is a possibility the university would have to finance the costs of bringing over the family, transferring of the body, and cremation. Therefore, the university encourages students to obtain an overseas rescuer's expense insurance for international students, which insures the costs of transfer of the body, cremation and other matters.
(2) Crimes	2. Make sure that students are aware that they must abide by all Japanese laws in order to avoid becoming a perpetrator; and should know how to handle the situation if they become a victim.		
	(1) Students must contact the police (110) and the emergency services (119), as well as the staff in charge at the university.		
	(2) There may be a language problem when communicating with the police and the hospital staff, so students should be aware of who to contact when seeking assistance (interpreter, etc.).		
5.大学が外国人留学生等に加入を勧める保険			
5.Insurance the University Recommends for International Students			

VI. 派遣(留学・研修等)学生等が行うべき危機管理対応マニュアルその5

様式 1

留学・海外研修届

氏名	学籍番号								
所属部局									
指導教員氏名									
所属専攻	職名								
国名・地域名									
留学(研修)先機関									
学部／研究科									
住所									
留学(研修)期間	20	年	月	日	～	20	年	月	日
留学(研修)プログラム名 (※特にない場合は記入不要)									
留学(研修)費用 支援の有無	・有 (支援機関: 支援内容:)								
パスポートNo.	有効期限	20	年	月	日				
ビザの種類	ビザ照会番号								
学生教育研究災害傷害保険	加入・未加入								
海外旅行者傷害保険等	(※提出時未加入の場合は、加入後、下記情報を学生交流推進係に連絡してください)								
会社名	電話番号								
保険証番号	保険タイプ								
出国予定日	20	年	月	日	便名				
出発地	到着地								
帰国予定日	年	月	日	便名					
出発地	到着地								
国内緊急連絡先1	(※電話番号は、携帯番号など、必ず連絡のとれる番号を記入してください)								
氏名	続柄								
住所									
電話番号									
国内緊急連絡先2	(※電話番号は、携帯番号など、必ず連絡のとれる番号を記入してください)								
氏名	続柄								
住所									
電話番号									

※経由地がある場合は、フライトスケジュール(写)を添付のこと。

別表1 大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図

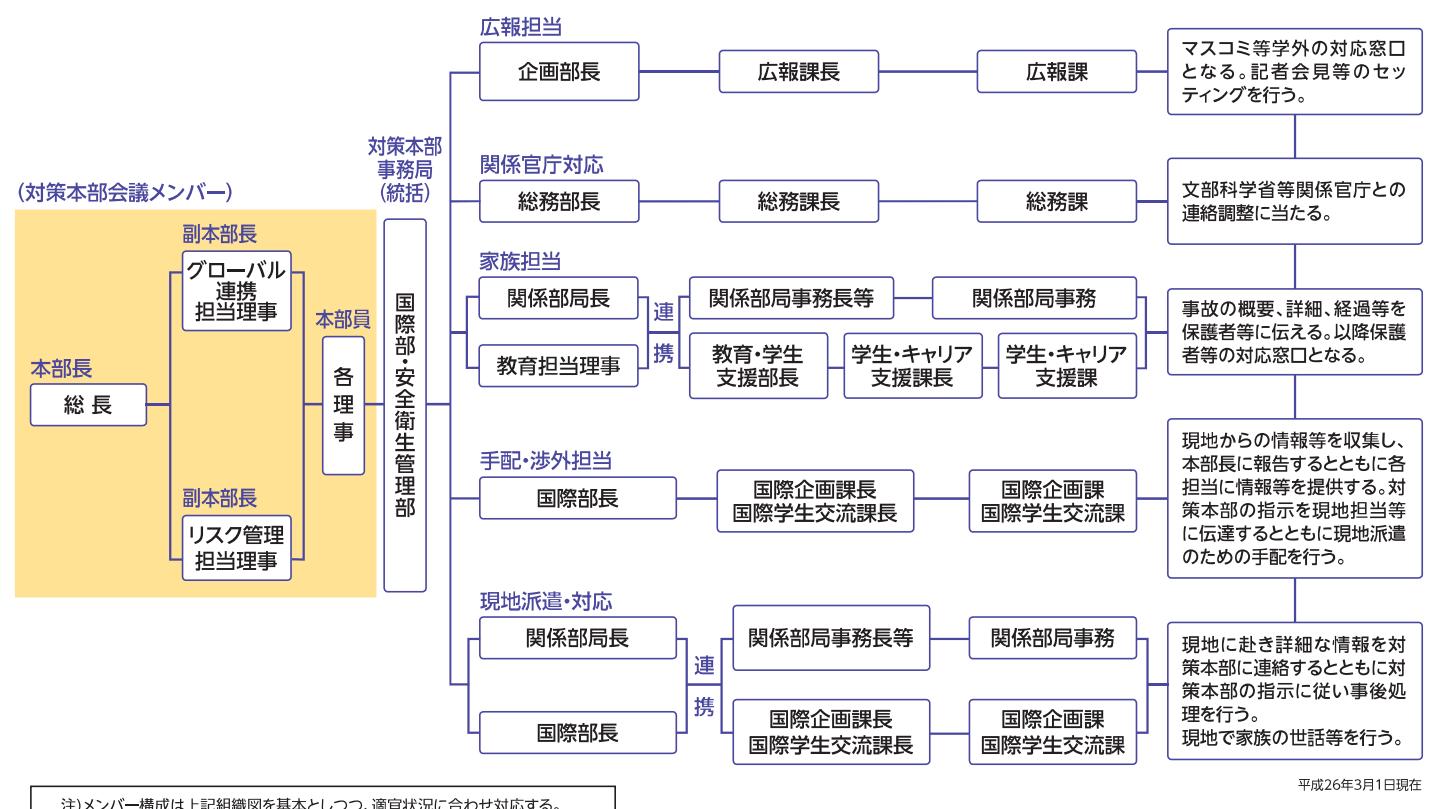
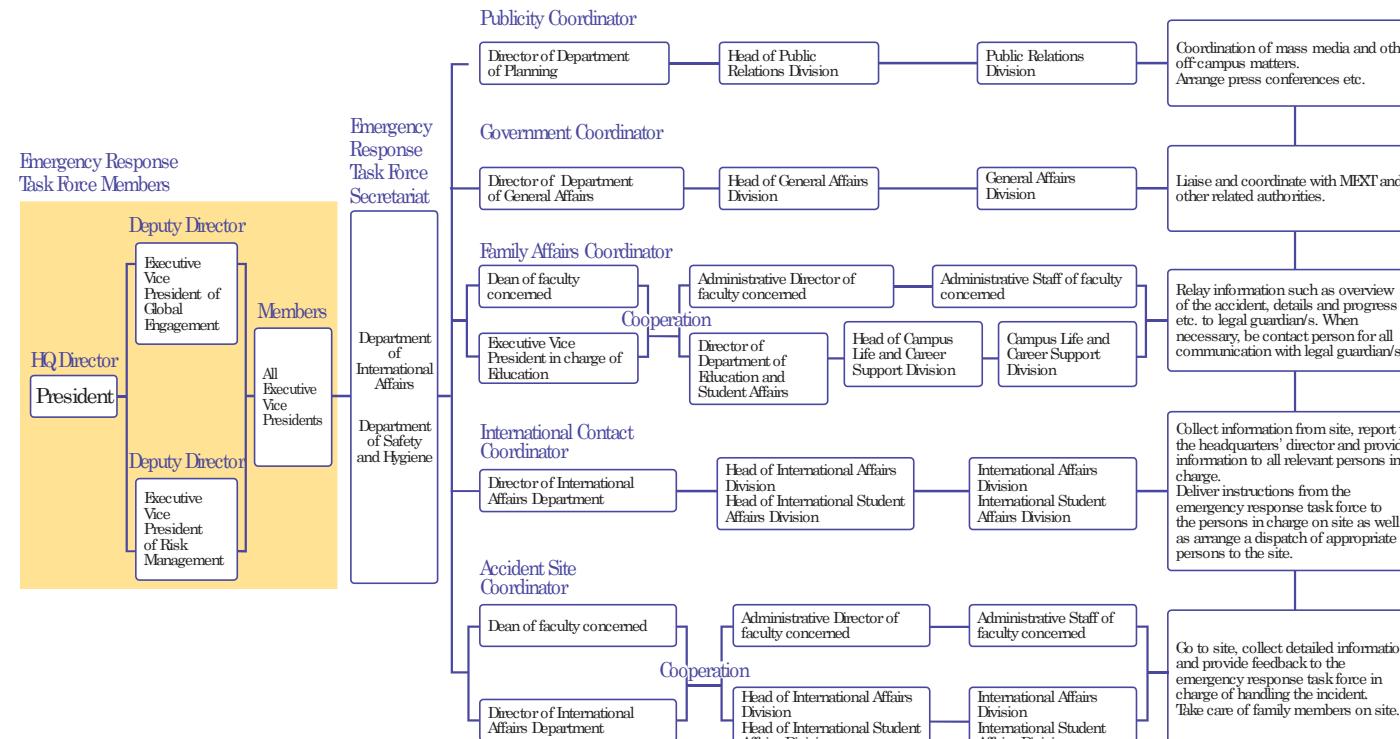
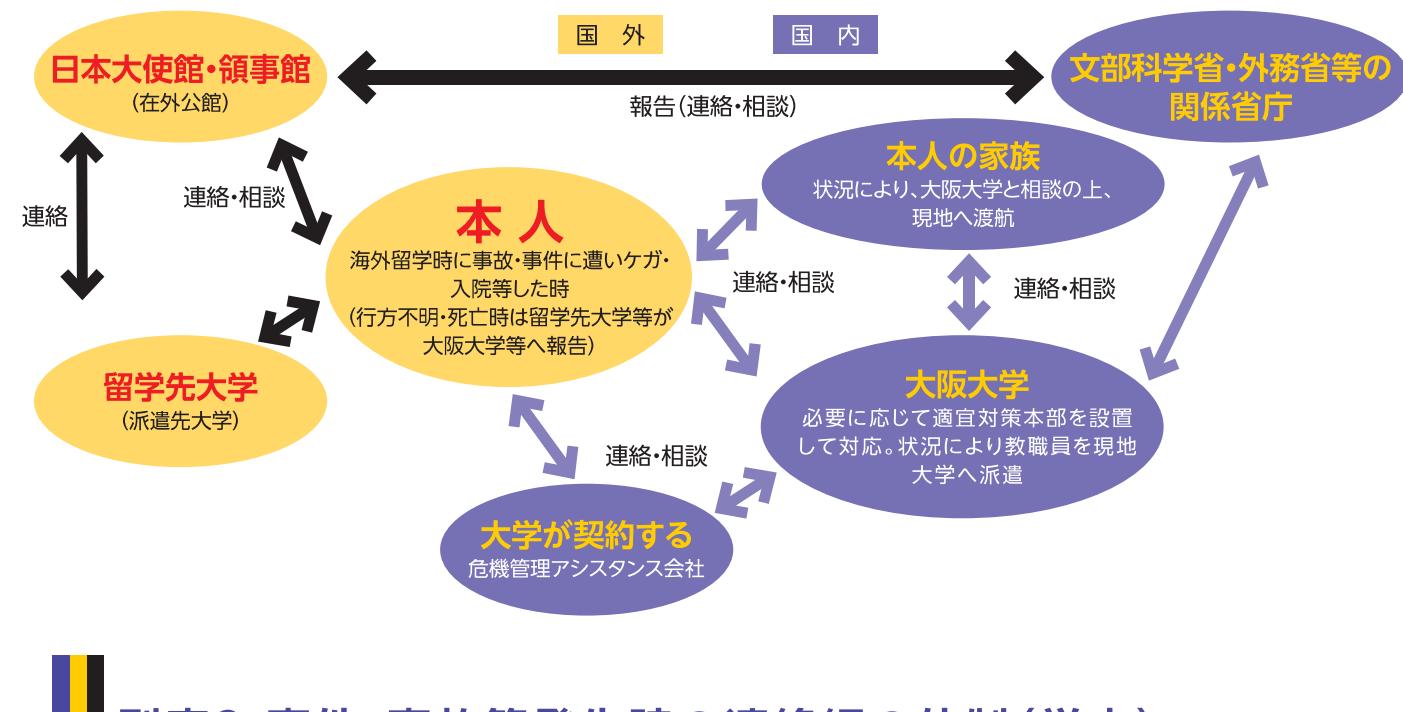


Chart 1: Organization chart of crisis management task force designated to international exchange students and related persons.



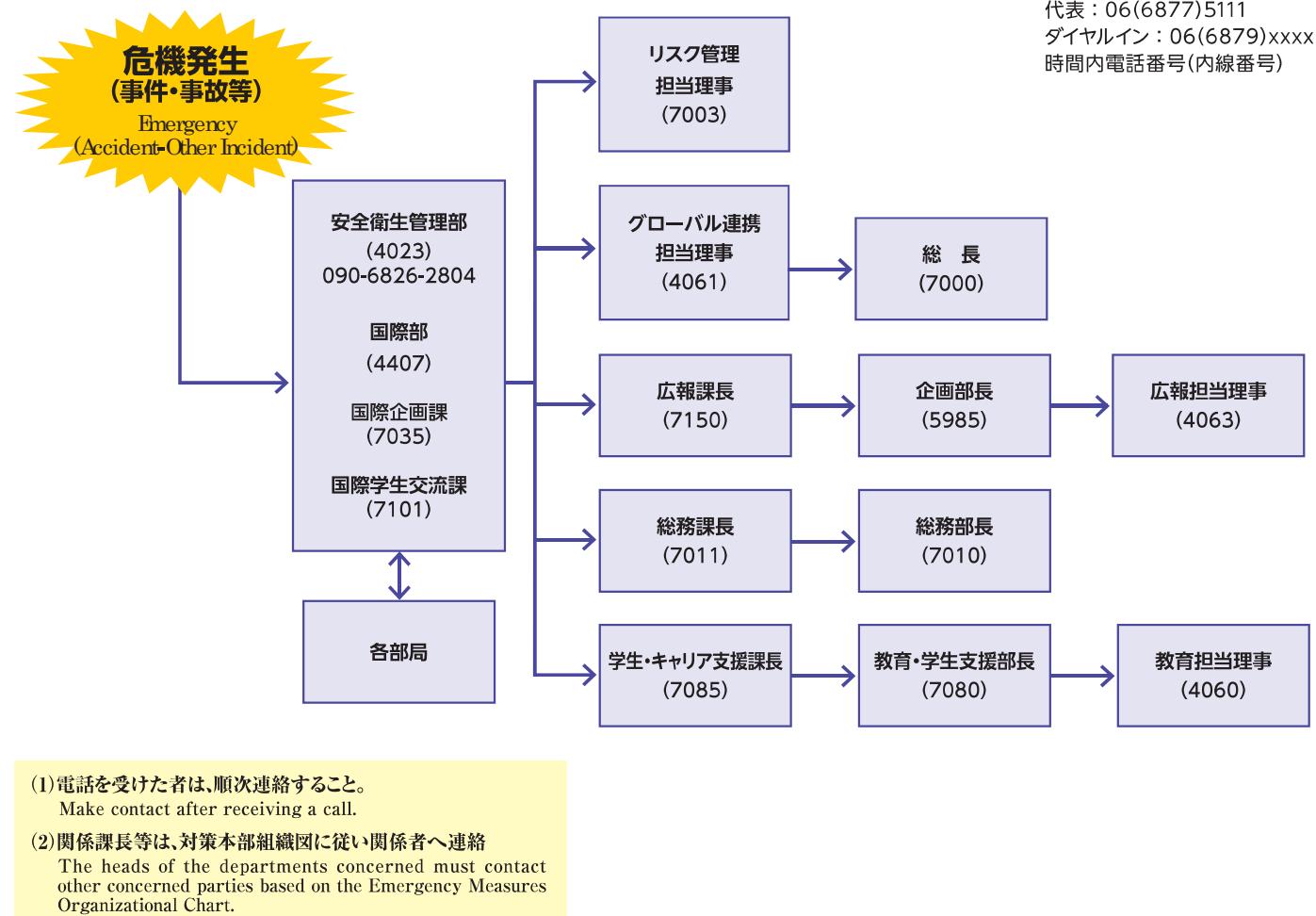
別表2 海外留学時等の危機管理対応体制

「留学・研修先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制」(国外連絡網)



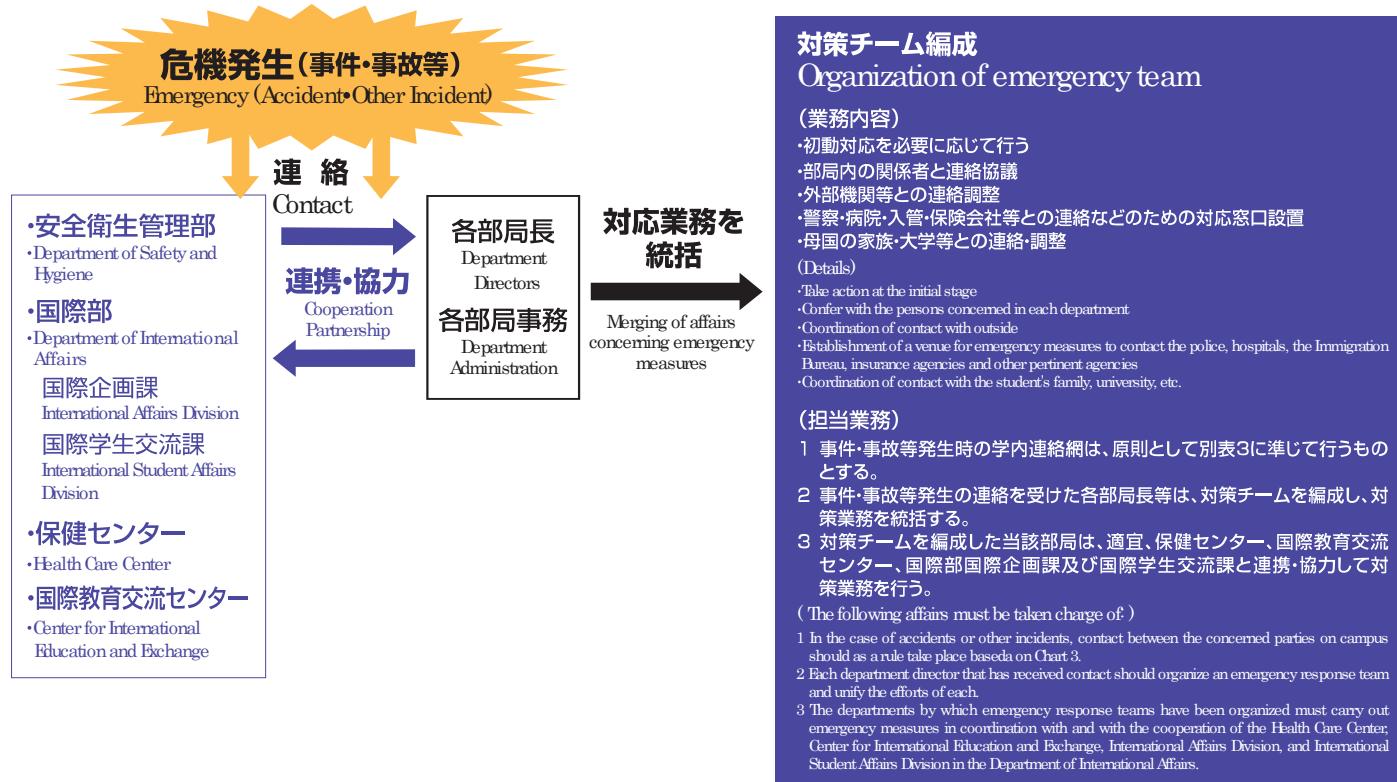
別表3 事件・事故等発生時の連絡網の体制(学内)

Chart 3: System for Contacting the Concerned Parties on Campus in the Case of Emergency (in campus)



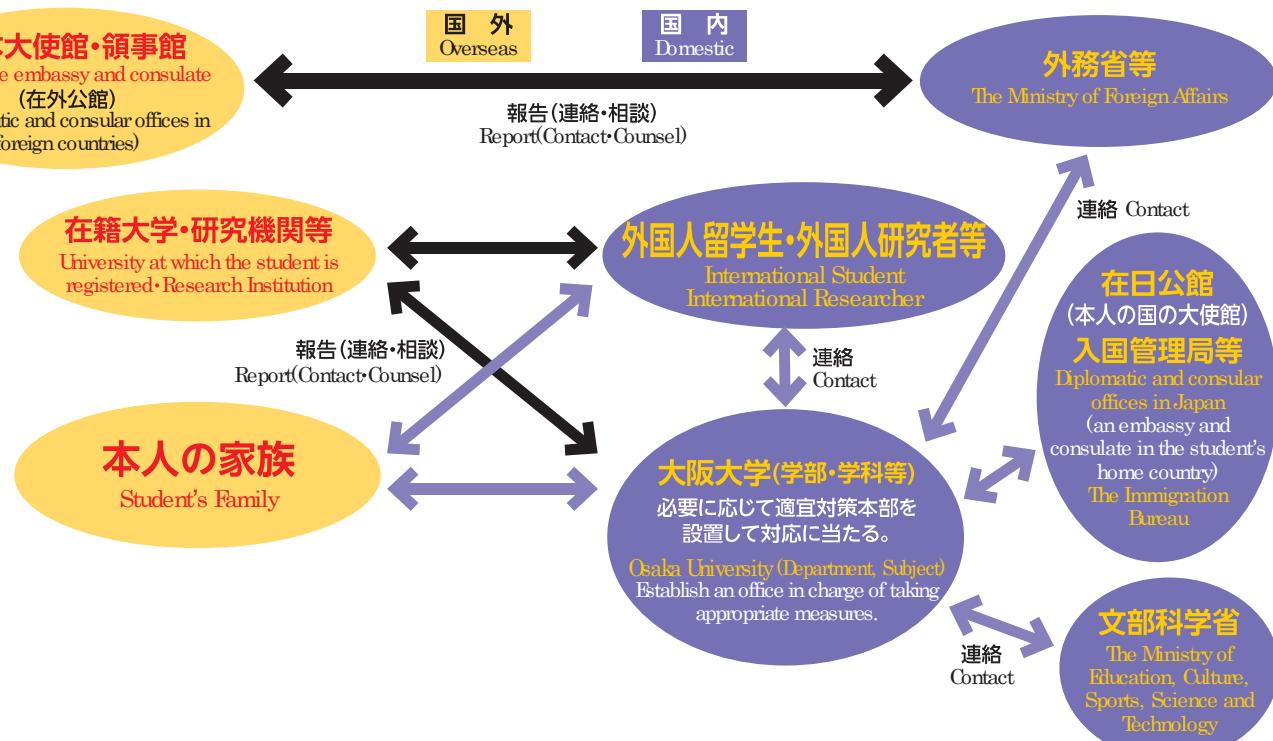
別表4 事件・事故等発生時の対応体制

Chart 4: Emergency Response System (for accidents or other incidents)



別表5 外国人留学生等に対する危機管理対応体制(国内・学外連絡網)

Chart 5: Safety Management System for International Students (within Japan・off campus)



大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

[平成17年7月28日 総長裁定]

(目的)

第1条 この要項は、大阪大学(以下「本学」という。)における国際交流を推進する過程において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 本部事務機構、各学部、各研究科、各附属研究所、各附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及びその他これらに相当する組織をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

第3条 この要項に定める危機管理の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な問題
- (4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な問題
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他前各号に相当するような事象であつて、組織的・集中的に対処することが必要な問題

(総長等の責務)

第4条 総長は、この本要項に定める危機管理を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 総長及び部局長は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 総長及び部局長は、本要項に従い、第3条各号に規定する事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(危機に関する情報収集)

第6条 本学の教職員及び学生は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

- 2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、総長に報告しなければならない。
- 3 総長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第7条 総長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は、総長をもって充て、対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、理事(グローバル連携担当及びリスク管理担当)をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

6 対策本部の事務は、関係部局等の協力を得て、国際部国際企画課及び国際学生交流課並びに安全衛生管理部で行う。

7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(事案処理の特例)

第8条 総長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るために必要があると認める場合であつて、緊急を要すると認めるときは、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局会議及び委員会等(以下「役員会等」という。)の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

- 2 総長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねることができる。

3 前項の場合において、当該部局長は、保健センター、国際教育交流センター、安全衛生管理部、国際部国際企画課及び国際学生交流課等の協力を適宜得るものとする。

(総長が不在の場合の措置)

第9条 総長が外国出張等により不在の場合は、あらかじめ総長が指名する理事がこの要項に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。